

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

届出書等作成の手引き

令和 7 年 5 月

沼 田 市

用語の説明

この手引きで使用している用語の意味は次表のとおりとする。

用 語	意 味
土砂条例	沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
規則	沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）
埋立て等	土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品や製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）
埋立等区域	土砂等による埋立て等を現に行う区域
小規模埋立等事業	埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であるもの
小規模埋立等事業区域	小規模埋立等事業を行う一団の区域 埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等区域が含まれる
土壌検査	土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの
水質検査	小規模埋立等事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

〈問い合わせ及び届出窓口〉

沼田市役所 市民部環境課

〒378-8501 沼田市下之町888番地

TEL 0278-23-2111 内線3073、3074

FAX 0278-20-1501

〈群馬県許可案件に関する問い合わせ〉

群馬県森林環境部環境局廃棄物・リサイクル課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

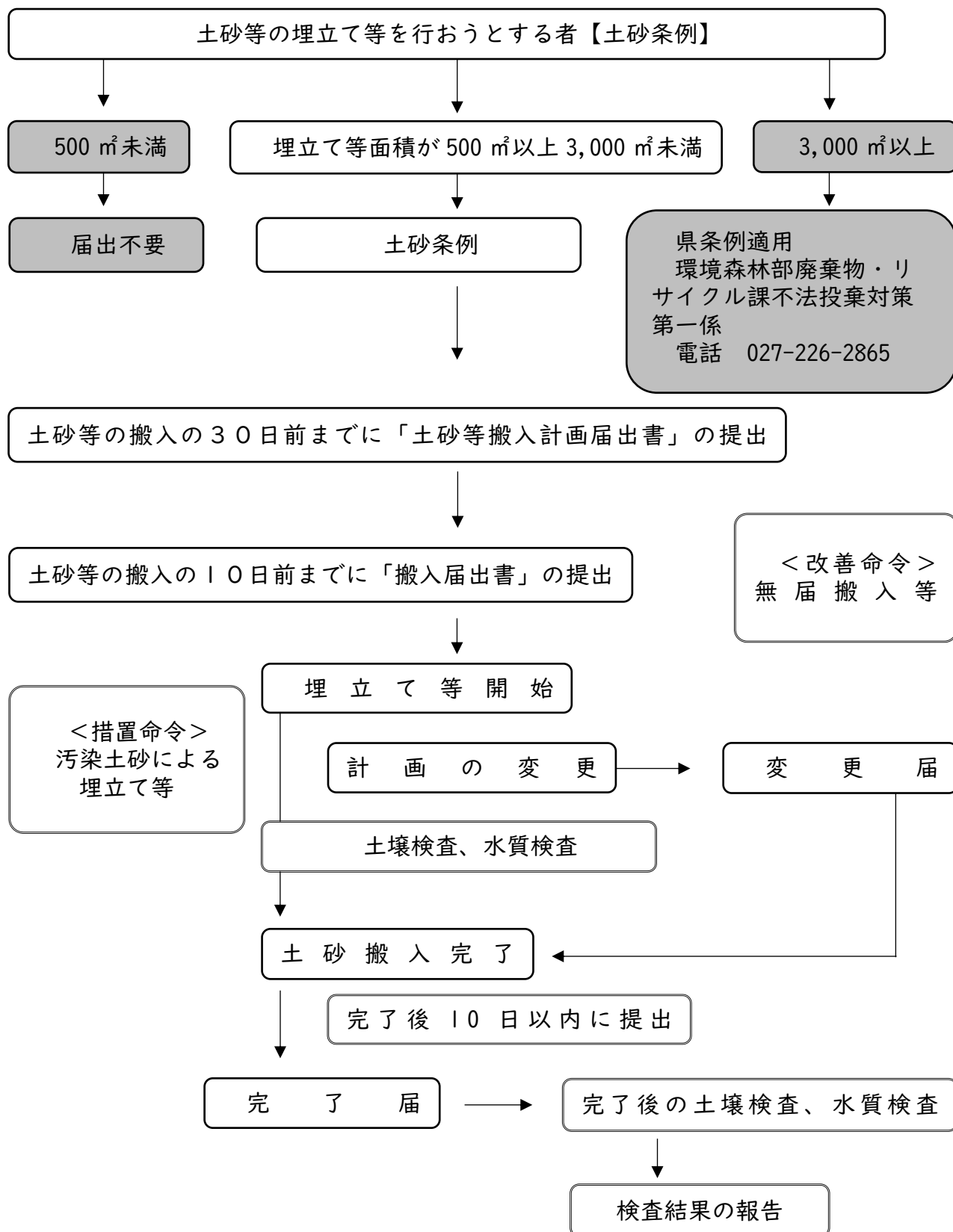
TEL 027-226-2852

FAX 027-223-7292

— 目次 —

I 沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の流れ	P1
II 小規模埋立等事業をする上での留意事項	P3
III 埋立て等施工中の土壌検査	P5
IV 埋立て等施工中の水質検査	P8
V 標準図	P11
別記1 小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領	P12
別記2 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画	P15
別記3 土砂等搬入届出書の記載要領	P18
別記4 小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳の取扱要領	P23
別記5 小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領	P26
別記6 小規模埋立等事業完了届出書の記載要領	P30

I 沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の流れ



【参考】盛土規制法に該当する行為



Ⅱ 小規模埋立等事業をする上での留意事項

Ⅰ 他法令による規制の確認

小規模埋立等事業の実施場所、規模、態様等によっては、他法令の規制を受けることになります。土砂条例に基づく届出とは別に各法令に基づく手続きが必要になります。

小規模埋立等事業を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認してください。

主な他法令の一覧

法令の名称	必要な手続き	窓口
盛土規制法	盛土規制法の許可等	群馬県県土整備部建築課盛土安全推進室盛土安全推進係
都市計画法	開発許可	沼田市役所都市建設部 都市計画課
森林法	伐採届	沼田市役所経済部 農林課
農地法	農地転用許可	沼田市役所 農業委員会事務局
文化財保護法	埋蔵文化財発掘の届出	沼田市教育委員会 文化財保護課
土壌汚染対策法	形質変更の届出	群馬県環境森林部 環境保全課
河川法	河川区域の土地の掘削等の許可	沼田土木事務所
砂防法	砂防指定地内行為許可	沼田土木事務所
道路交通法	特殊車両通行確認制度	群馬県県土整備部 道路管理課

※この表に記載した法令の他にも関係法令が関わる場合がありますので各自でご確認ください。

2 近隣住民への説明

隣接土地所有者や近隣住民等と後日紛争等が生じることがないように、必要に応じて、事業計画の内容を十分説明してください。

3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、小規模埋立等事業区域内に搬入してはいけません。

- ① 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- ② 建設省令（現：国土交通省）で定められている第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- ③ セメントや石灰等を混合したもの
- ④ 産業廃棄物に該当する汚泥

4 小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の届出

小規模埋立等事業を行うときは、土砂等の搬入しようとする日の30日前までに小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（様式第1号）を市長へ提出してください。

5 土砂等の搬入の事前届出

埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入しようとする日の10日前までに市長に土砂等搬入届出書（様式第4号）を提出しなければなりません。

土砂等搬入届出書は、搬入場所が変わらなくても搬入量が5,000㎡を超えるときは、5,000㎡を超えるごとに届け出なければなりません。

土砂等搬入届出書には、土砂等排出元証明書や、土壌検査証明書等を添付しなければな

りません。

土砂等搬入届出書は、土砂の排出場所ごとに作成しなければなりません。

6 定期報告

土砂等の搬入の事前届出を提出した日から3か月ごとに、遅滞なく、小規模埋立等事業土砂等搬入状況報告書（様式第13号）を提出し、埋立等区域に搬入された土砂等の数量等を市長に報告してください。

また、小規模埋立等事業土砂等搬入状況報告書には、毎日土砂の搬入量等を記載した小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳（様式第12号）の写しを添付してください。

7 事業内容の変更

小規模埋立等事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の届出を市長へ提出してください。

軽微な変更については、変更のあった日から14日以内に変更の届出を市長へ提出してください。

8 土壌検査・水質検査の実施

埋立等区域の土壌検査及び水質検査は6か月ごとに実施し、検査結果を市長に報告しなければなりません。

6か月が経過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000㎡を超えるときは、5,000㎡を超えるごとに検査を実施しなければなりません。

また、小規模埋立等事業の完了後も検査が必要になります。

検査に用いる試料を採取するときは、市の担当職員（環境課）が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

9 立入検査への対応

小規模埋立等事業の実施中は、市の担当職員が必要に応じて立入検査を実施しますので、検査に応じてください。

検査の結果、問題が認められる場合は改善を指示しますので、指示に従ってください。

10 適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壌汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。

Ⅲ 埋立て等施工中の土壌検査

Ⅰ 土壌検査の実施方法

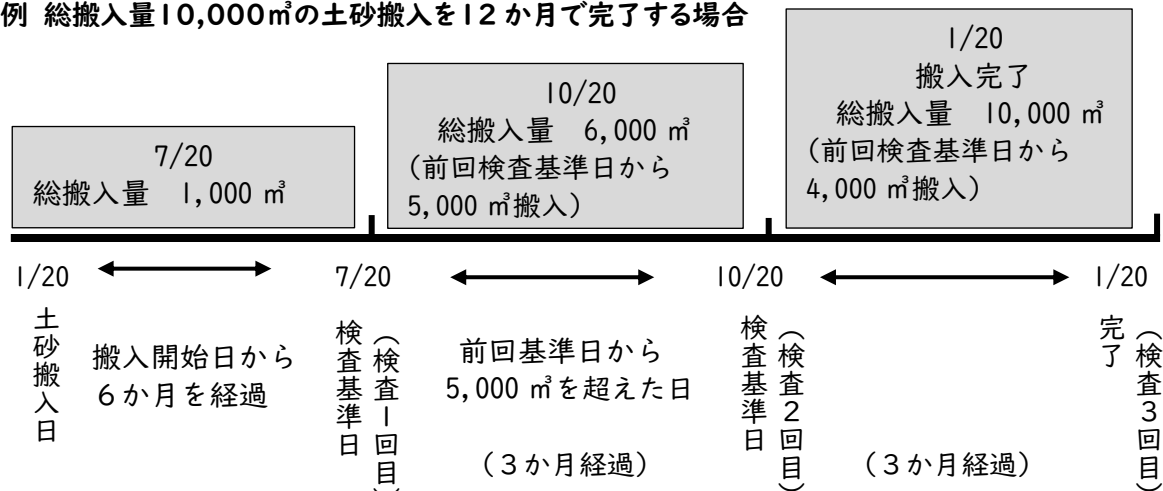
(1) 届出を行った者は、①「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」、又は②「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から埋立等区域に搬入した土砂等の数量が 5,000 m³を超える日」のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、土壌検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、①「前回の検査基準日から6か月を経過する日」、又は②「前回の検査基準日から埋立等区域に搬入した土砂等の数量が 5,000 m³を超える日」と読み替える。

また、土壌検査のための試料採取には、市の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

（小規模埋立等事業完了後も、土壌検査が必要となる。）

例 総搬入量10,000m³の土砂搬入を12か月で完了する場合



(2) 土壌検査のための試料とする土砂の採取は、採取地点の中央地点、及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5m～10mまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中央地点4地点）の計5地点において等量を採取し、混合し、1つの試料とすること。

なお、採取地点は、埋立等区域の搬入状況等により市の担当職員が指定する。

(3) 土壌検査は、施行規則別表第Ⅰ（P6参照）の項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行う。

※土壌検査のための試料採取には、市の職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

2 土壌検査の報告

土壌検査は、検査基準日から1か月以内に、埋立等区域内土壌検査等報告書（様式第14号）に下記の書類を添えて市に報告する（小規模埋立等事業完了後の土壌検査の場合は市長の定める日までに報告する。）。

- (1) 検体試料採取調書（様式第6号）
- (2) 土壌検査証明書（様式第7号）
- (3) 当該検査のために採取した土砂等を採取した地点の位置図（縮尺100分の1～1,000分の1）
- (4) 上記(3)の採取状況を撮影した現場写真

別表第1(第3条、第12条、第17条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 14・3、14・4 又は 14・5 に定める方法
全シアン	検液中に検出されない こと。	日本産業規格 K0102-2 9・3・2 若しくは 9・3・3 の蒸留操作を行い、9・4、9・5、9・6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない。) 若 しくは9・7 の分析を行う方法又は水質汚濁に 係る環境基準について(昭和46年環境庁告示 第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59 号」という。) 付表1(蒸留操作は装置にて行 う。)に掲げる方法
有機 ^{リン} 磷	検液中に検出されない こと。	日本産業規格 K0120-4 7・2・1 及び7・2・ 3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチ オン若しくは EPN にあつては日本産業規格 K0102-4 7・2・1、7・2・2・2 及び7・2・5 又は7・2・1 及び7・2・6 に定める方法(た だし、7・2・6 に定める方法により測定する場 合において、7・2・2 のクリーンアップを行う ときは、7・2・2・2 に定める操作とする。)
鉛	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 13・2、13・3、13・ 4 又は13・5 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 24・3 (24・3・3 及 び24・3・7 を除く。) に定める方法
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下(埋 立て等を行う場所の土地 利用目的が農用地(田に 限る。銅の項及び別表第 3 の備考2 において同 じ。)である場合にあつ ては、検液1リットルに つき0.01 ミリグラム以 下、かつ、試料1キログ ラムにつき15 ミリグラ ム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業 規格 K0102-3 20・2、20・3、20・4 又は20・ 5 に定める方法、農用地に係るものにあつては 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 (ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第31号)第1条第3項及び第2 条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げ る方法
アルキル水銀	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭 和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方 法
PCB	検液中に検出されない こと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げ る方法
銅	埋立て等の用に供する 場所の土地利用目的が農 用地である場合にあって は、試料1キログラムに つき125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る 銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年 総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に 規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は5・ 3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・ 1、5・4・1 又は5・5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマ ー)	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9 年環境庁告示第10号」という。) 付表に掲げ る方法
1・2—ジクロロエ タン	検液1リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1 又は5・3・2 に定める方法

項目	基準値	測定方法
1・1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 26・2、26・3 又は 26・4 に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-2 5・2 及び 5・3、5・2 及び 5・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法、5・2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5・5 又は 5・2 及び 5・6 に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 5・2、5・5 又は 5・6 に定める方法
1・4—ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考 この表の左欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

Ⅳ 埋立て等施工中の水質検査

Ⅰ 水質検査の実施方法

(1) 埋立等区域内に湧水や常流水が確認される土地において埋立て等施工前に多孔管や暗渠管等の排水施設を埋設して、湧水や常流水を区域外へ排出する場合に、水質検査を実施する。

(2) 水質検査は、①「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」、又は②「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、水質検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、①「前回の検査基準日から6か月を経過する日」、又は②「前回の検査基準日から埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」と読み替える。

（小規模埋立等事業完了後も、水質検査が必要）

(3) 水質検査は、市長の指定する担当職員の立ち会いの上、試料を採取し、施行規則別表第3（P9参照）の項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定を行う。

Ⅱ 水質検査の報告

検査基準日から1か月以内に、埋立等区域内土壌検査等報告書（様式第14号）に下記の書類を添えて市に報告する。

- (1) 検体試料採取調書（様式第6号）
- (2) 水質検査証明書（様式第15号）
- (3) 当該検査のために採取した排水を採取した地点の位置図（縮尺100分の1～1,000分の1）
- (4) 上記（3）の採取状況を撮影した現場写真

別表第3（第18条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格 K0102-3 14・3、14・4 又は 14・5 に定める方法
全シアン	日本産業規格 K0102-2 9・3・2 若しくは 9・3・3 の蒸留操作を行い、9・4、9・5 若しくは 9・6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機 ^リ 炭素	日本産業規格 K0102-4 7・2・1 及び 7・2・3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては日本産業規格 K0102-4 7・2・1、7・2・2・2 及び 7・2・5 又は 7・2・1 及び 7・2・6 に定める方法（ただし、7・2・6 に定める方法により測定する場合において、7・2・2 のクリーンアップを行うときは、7・2・2・2 に定める操作とする。）
鉛	日本産業規格 K0102-3 13・2、13・3、13・4 又は 13・5 に定める方法
六価クロム	日本産業規格 K0102-3 24・3（24・3・3 及び 24・3・7 を除く。）に定める方法
砒 ^ヒ 素	日本産業規格 K0102-3 20・3、20・4 又は 20・5 に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
PCB	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	日本産業規格 K0102-3 11・3、11・4、11・5 又は 11・6 に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1 又は 5・3・2 に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法

項目	測定方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	日本産業規格 K0102-3 26・2、26・3 又は 26・4 に定める方法
ふっ素	日本産業規格 K0102-2 5・2 及び 5・3、5・2 及び 5・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170—6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は 5・2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5・5 に定める方法
ほう素	日本産業規格 K0102-3 5・2、5・5 又は 5・6 に定める方法
1・4—ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格 K0102-1 12 に定める方法

- この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

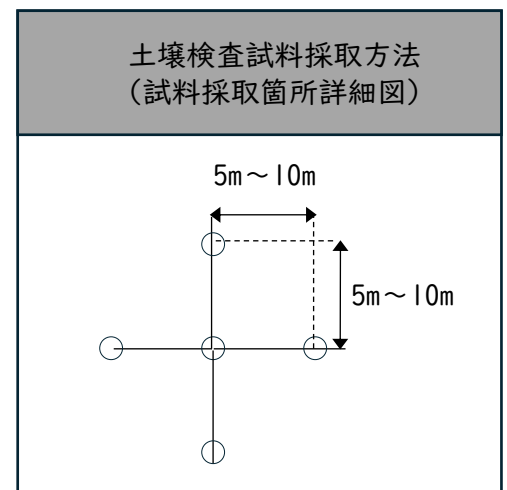
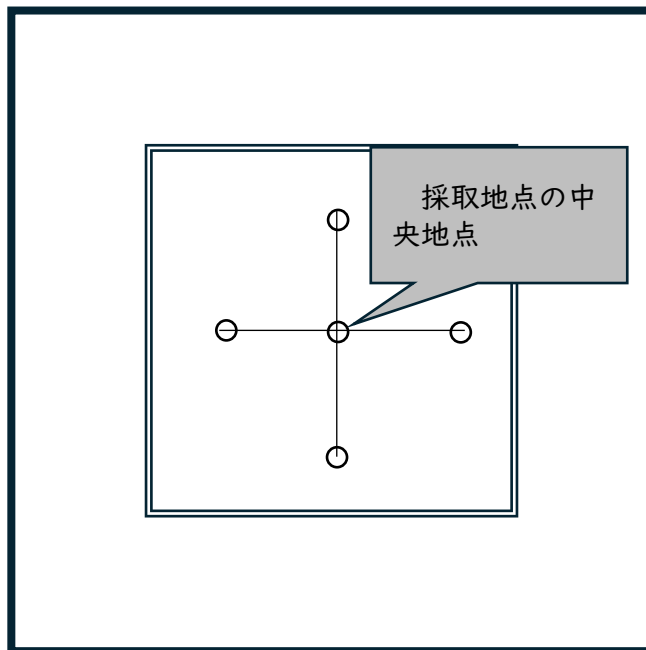
V 標準図

*図についてはイメージ図です。

図－Ⅰ 土壌検査試料採取方法

埋立等区域の搬入状況等に応じて次のとおり5地点から土砂等を採取すること。

埋立等区域



別記 1

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 申請書は、フラットファイル等で製本すること。
- (2) 提出部数は正本 1 部とする。

2 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（様式第 1 号）」を使用すること。

3 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良、一時保管等、具体的な埋立ての目的を記入すること。

4 埋立等区域の位置及び面積

位置は、埋立等を行う場所の全ての箇所を地番まで記載する。

面積は面積計算書（小数点以下 2 桁）により算出された面積で、小数点以下 1 桁（下 2 桁切り捨て）まで記載する。

5 小規模埋立等事業を行う期間

土砂搬入開始日から完了予定日を記載する。

6 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

別記 2「埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画」に従い作成すること。

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書に必要な書類及び添付図面一覧表

No.	申請書・添付図面	様式の 有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模埋立等事業に係る 土砂等搬入計画届出書 (様式第1号)	有	別記1「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領」P12を参照のこと	
2	埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画	有	別記2「埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画」に基づき作成すること。	
3	埋立等区域の位置を示す図面	無	道路、地勢等周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び小規模埋立等事業区域の位置が記載されているもの。	1/10,000
4	埋立等区域の見取図	無	埋立て等区域の周辺の状況が容易に把握できるものであること。	1/100～ 1/1,000
5	申請者の住民票の写し (法人の場合にあっては、 法人の登記事項証明書)	有	届出日前3か月以内に発行されたものであること。	
6	埋立等区域の現況平面 図、現況断面図及び面積 計算書	無	・断面図は、縦断面図及び横断面図とする。 ・縦断面図の測点は原則20m間隔とし、形状が変化する地点に測点を設けるものとする。 ・横断面図は縦横断面図の測点ごとに作成する。 ・面積は小数点以下1桁(下2桁切り捨て)まで表示する。	平面図 1/100～1/1,000
7	埋立等区域の計画平面 図、計画断面図及び面積 計算書			縦断面図 1/100～1/1,000 横断面図 1/100～1/1,000
8	埋立て等をする土砂の予定容量計算書	無	・規則第7条第3項第11号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出すること。 ・土砂の予定容量は、小数点以下1桁(下2桁切り捨て)まで表示すること。	
9	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模埋立等事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書面	-	当該行為の許認可等の通知等であること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し(提出先の受付印が押されているものに限る。)	
10	現況写真	-	①小規模埋立等事業区域の全景がわかるように撮影すること。 ②小規模埋立等事業区域の現況平面図に撮影位置を記入すること。	
11	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	-	個別案件ごとに必要と認める書類の添付を求めています。	

様式第 1 号（第 7 条関係）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

年 月 日

沼田市長 様

届出者 住 所
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

埋立て等の目的		
埋立等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
小規模埋立等事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
埋立等区域に搬入する土砂等 の数量	m ³	
埋立等区域の周辺の地域の生 活環境の保全に関する計画		
その他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること

添 付 書 類	1 埋立等区域の位置を示す図面 2 埋立等区域の付近の見取図 3 届出者が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し 4 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書 5 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 6 埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書 7 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
------------------	---

別記 2

埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

施工期間 自 許可日
至 年 月 日

事業者

Ⅰ 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

【指針】

粉じんの飛散 防止対策	小規模埋立等事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当する場合は、当該施設の管理に関する基準に適合すること。
騒音防止対策 振動防止対策	1 土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前7時から午後7時までとすること。 2 小規模埋立等事業区域内で行う作業が「騒音規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく騒音の規制基準に適合すること。 3 小規模埋立等事業区域の周辺の地域における騒音の大きさが、騒音に係る環境基準に適合すること。 4 小規模埋立等事業区域内で行う作業が「振動規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく振動の規制基準に適合すること。 5 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、小規模埋立等事業区域の周辺の住宅地内を通行する際は徐行するよう要請すること。 6 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、過積載を行わないよう要請すること。
交通安全対策	1 小規模埋立等事業区域から公道への土砂等の撒き出しを防止すること。 2 土砂等の搬入路が通学路に当たる場合は、沼田市教育委員会と協議の上、搬入の時間帯を調整すること。 3 搬入路の幅員等の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の配置や交通安全施設の設置等の措置を講ずること。 4 搬入経路は、別紙搬入経路図のとおり。
周辺住民の安全対策	1 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさく等を設けること。 2 小規模埋立等事業区域の出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
その他	道路の損壊を未然に防ぐために、土砂搬入前に道路管理者と事前に必要な協議を行うこと。

搬入経路図（記載例）

経路図 1/2



経路図 2/2



- ・搬出元から埋立等区域までの経路を朱書きすること
(搬出元が市外の場合は、市内区間のみの経路を朱書きすること。)
- ・高速道路を利用する場合は、降り口となるインターチェンジから埋立等区域までの経路を朱書きすること。

土砂等搬入届出書の記載要領

1 土砂等搬入届出書の作成及び提出期限

- (1) 「土砂等搬入届出書（様式第4号）」を使用すること。
- (2) 土砂等を排出する場所ごとに、土砂等搬入届出書を作成すること。
- (3) 同一の排出場所から搬入する量が5,000 m³を超えるごとに作成すること。
- (4) 土砂等を搬入する日の10日前までに市長へ提出すること。

2 排出元証明書の作成について

「土砂等排出元証明書（様式第5号）」記載の土量を記載すること。

（※土砂等排出元証明書（様式第5号）記載の土量は最大5,000 m³）
土砂等の排出者の記名、押印をすること。

土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

No.	届出書・添付図面	様式の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書（様式第4号）	有	土砂等の搬入予定量は、排出元証明書記載の土量の合計を記載すること。 ※一度に最高5,000 m ³ まで。	
2	土砂等排出元証明書（様式第5号）	有	土砂等の排出者の記名、押印されているもの。 ※一度に最高5,000 m ³ まで。	
3	検体試料採取調書（様式第6号）	有		
4	土壌検査証明書（様式第7号）	有	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるもの。）が発行したものに限る。	
5	土壌検査の試料を採取した位置図	無	周辺の状況が判明できるもの。	1/100～1/1,000
6	土壌検査の試料を採取時の現況写真	無	現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び採取状況が撮影されたもの。	

様式第4号（第11条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

沼田市長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による届出（同条例第9条第1項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）に係る土砂等の搬入を行いたいのので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日	R -
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所 在 地 工 事 名 (排出する者) 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号	
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m ³	
添付書類	①土砂等排出元証明書（別記様式第5号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（別記様式第6号） ⑤土壌検査証明書（別記様式第7号）	

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の10日前までに提出すること。

土砂等排出元証明書

年 月 日

沼田市長 様

土砂等の排出者 住 所
氏 名 ⑩
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による搬入計画の届出（同条例第9条第1項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）をした埋立等区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証明します。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び 当該埋立等区域搬入予定量	総排出量 m ³ 当該埋立等区域搬入予定量 m ³
今回の証明に係る土砂等の排出量	m ³
今回の証明に係る土砂等の性状	☐ 第一種建設発生土 ☐ 第二種建設発生土 ☐ 第三種建設発生土 ※セメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。
今回の証明に係る土砂等を運搬する者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
今回の証明に係る土砂等による埋立て等を行う搬入計画の届出をした者	住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第1上欄の区分のうち該当するものにレ点を付ける。

様式第6号（第11条、第19条関係）

検体試料採取調書

年 月 日

届出者	住 所
	氏 名
	法人にあっては、主たる事務所の所 在地、その名称及び代表者の氏名
	電話番号
採取者	住 所
	所 属
	職 氏名
	電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採取年月日	年 月 日
採取時の天候	
土壌検査の場合の 採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

様式第7号（第11条、第19条関係）

土壌検査証明書					
年 月 日					
様					
分析機関名					
代 表 者					(印)
所 在 地					
電話番号					
環境計量士					(印)
年 月 日付で依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。					
（検体番号 ）					
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.003		
全シアン	mg/l		不検出		
有機燐	mg/l		不検出		
鉛	mg/l		0.01		
六価クロム	mg/l		0.02		
砒素	mg/l		0.01		
総水銀	mg/l		0.0005		
アルキル水銀	mg/l		不検出		
P C B	mg/l		不検出		
ジクロロメタン	mg/l		0.02		
四塩化炭素	mg/l		0.002		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l		0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006		
トリクロロエチレン	mg/l		0.01		
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002		
チウラム	mg/l		0.006		
シマジン	mg/l		0.003		
チオベンカルブ	mg/l		0.02		
ベンゼン	mg/l		0.01		
セレン	mg/l		0.01		
ふっ素	mg/l		0.8		
ほう素	mg/l		1		
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05		
農用地 （田に限る。）	砒素	mg/kg	15		含有 試験
	銅	mg/kg	125		
備考					

別記 4

小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳の取扱要領

1 帳簿の記載及び報告

(1) 帳簿の記載（規則第16条第1項）

条例第15条第1項の規定による帳簿の記載は、小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳（様式第12号）により、毎日行うものとする。

(2) 市への報告（規則第16条第3項）

条例第15条第2項の規定による報告は、条例第7条第1項の届出をした日（再開したときは、再開した日。）から3か月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該届出をした日の属する月を1月とみなす。）に遅滞なく、「小規模埋立等事業土砂等搬入状況報告書（様式第13号）」に当該期間の小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳の写しを添えて行うものとする。

2 使用する様式

(1) 帳簿の記載は「小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳（様式第12号）」を使用する。

(2) 市への報告は「小規模埋立等事業土砂等搬入状況報告書（様式第13号）」を使用する。

3 小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳に記載する土砂等の数量（ m^3 ）

(1) 埋立等区域に搬入されるトラック1台毎に土砂等の数量（体積）を記載する。

(2) 土砂等の単位重量は $1.8 \text{ t}/\text{m}^3$ とし、原則としてトラック1台当たりの土砂等の数量（ m^3 ）は下表のとおりとする。

トラック1台当たりの土砂等の数量

トラックの最大積載重量	土砂等の数量（ m^3 ）
2 t 車	1.1 m^3
4 t 車	2.2 m^3
10 t 車	5.6 m^3
22 t 車	12.2 m^3
24 t 車	13.3 m^3
26 t 車	14.4 m^3
29 t 車	16.1 m^3
36 t 車	20.0 m^3

様式第 12 号 (第 16 条関係)

小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳

年 月 日 ()

記録者の氏名

区分	土砂等の 搬入時刻	搬入車両の 登録番号	土砂等を運搬した者の 氏名又は法人の名称	搬入車両の運転者の氏名	搬入した土砂等の数量 (m ³)	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式第 13 号（第 16 条関係）

小規模埋立等事業土砂等搬入状況報告書

年 月 日

沼田市長 様

住 所
報告者 氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、小規模埋立等事業の土砂等搬入状況を次のとおり報告します。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日		沼 第 号		
埋立等区域の面積	㎡（うち実施済面積 ㎡）				
埋立等区域に搬入される土砂等の数量	㎥（うち実施済数量 ㎥）				
今回の報告に係る期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
排出場所・工事名等	搬入予定量（㎥）	前回累計量（㎥）	今回報告量（㎥）	累計量（㎥）	備 考
合 計					

備考 今回の報告に係る期間の小規模埋立等事業土砂等搬入管理台帳（様式第 12 号）の写しを添付すること。

別記 5

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領

I 条例第9条第1項に基づく変更の場合

1 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第3号）」を使用すること。

2 変更の内容

条例第7条第2項第2号から同条同項第6号（下記参照）までのいずれかに該当する事項を変更する場合は、変更しようとする日の10日前までに市長へ届け出ること。

（1）埋立て等の目的

（2）埋立等区域の位置及び面積

（3）小規模埋立等事業を行う期間（延長する場合に限る）

（4）埋立等区域に搬入する土砂等の数量（増加させる場合に限る）

（5）埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

3 変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書及び添付書類一覧

条例第9条第1項に基づく変更の場合

書類 番号	申請書・添付図面	様式の 有無	作成上の留意事項及び明示する事項
1	小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第3号）	有	別記1「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領」及び別記5「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領」を参照のこと
2	添付書類	無	①変更に係る書類で、変更に応じた書類が添付されていること。 ②土砂等の数量の変更にあつては、当該数量を算出するために用いた変更縦断図、変更横断図及び変更容量計算書 ③図面については、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書に用いた図面と<u>同一の縮尺の図面</u>とし、変更の内容が容易に把握できるものであること。

Ⅱ 条例第9条第2項及び規則第10条第2項に基づく変更の場合（軽微な変更）

1 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第3号）」を使用すること。

2 変更の内容

条例第7条第2項第1号若しくは第7号、並びに規則第10条第2項第1号及び第2号（下記参照）のいずれかに該当する事項を変更する場合は、変更のあった日から14日以内に市長へ届け出ること。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）小規模埋立等事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- （3）小規模埋立等事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等を減少させるものに限る。）

3 変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書及び添付書類一覧
条例第9条第2項及び規則第10条第2項に基づく変更の場合

書類 番号	申請書・添付図面	様式の 有無	作成上の留意事項及び明示する事項
1	小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第3号）	有	別記1「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領」及び別記5「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領」を参照のこと
2	添付書類	無	①届出者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること。 ②法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合（法人の役員が新たに就任したことによって、代表者の氏名に変更があった場合を除く。）にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。 ③土砂等の数量の変更にあっては、容量計算書

Ⅲ 条例第9条第3項に基づく変更の場合（相続、合併又は分割の場合）

1 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第3号）」を使用すること。

2 変更の内容

条例第9条第3項（下記参照）に該当する事項を変更する場合は、変更のあった日から30日以内に市長へ届け出ること。

- （1）相続により小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の内容を継承した。
- （2）合併又は分割があったことにより小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の内容を事業を継承した。

3 変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書及び添付書類一覧
条例第9条第3項に基づく変更の場合（相続、合併又は分割の場合）

書類 番号	申請書・添付図面	様式の 有無	作成上の留意事項及び明示する事項
1	小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第3号）	有	別記5「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領」を参照のこと
2	添付書類	無	①個人の場合 ア 被相続人との続柄を証する書類 イ 承継した者の住民票の写し ウ その他市長が必要と認める書類 ②法人の場合 ア 合併契約書又は分割契約書の写し イ 法人の登記事項証明書 ウ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、現に行っている事業の概要を説明する書類 エ その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第10条関係）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所

届出者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）

電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出等をした年月日及び届出の番号	年 月 日	R ー
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

別記 6

小規模埋立等事業完了届出書の記載要領

1 使用する様式

「小規模埋立等事業完了届出書（様式第 9 号）」を使用すること。

2 届出の期日

小規模埋立等事業を完了した日から 10 日以内。

書類 番号	申請書・添付図面	様式の 有無	作成上の留意事項及び明示する事項
1	小規模埋立等事業完了届出書（様式第 9 号）	有	
2	埋立等区域の出来形平面図、出来形断面図及び面積計算書	無	出来形断面図は、出来形縦断面図及び出来形横断面図とする。
3	埋立て等した土砂の出来形容容量計算書	無	土砂の容量は、出来形縦断面図及び出来形横断面図より算出すること。
4	工事写真	無	着工前、完成後の写真及び工事施工状況が確認できる写真。

様式第 9 号（第 13 条関係）

小規模埋立等事業完了届出書

年 月 日

沼田市長 様

住 所

届出者 氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出（同条例第 9 条第 1 項の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）に係る小規模埋立等事業を完了したので、同条例第 11 条第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出をした年月日及び届出の番号	年 月 日	R ー
小規模埋立等事業を行った期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
完了年月日	年 月 日	

備考 完了した埋立等区域の出来形に関する図面を添付すること。